



中部電力ミライズ

特別高圧・高圧の標準メニューの見直しについて

2025年11月27日

中部電力ミライズ株式会社

1-1 標準メニュー見直しの概要

- 2026年4月1日から、中部エリアの特別高圧・高圧のお客さま向けの標準メニューについて、「①燃料費調整制度の変更」および「②電力量料金単価の見直し」を実施します。

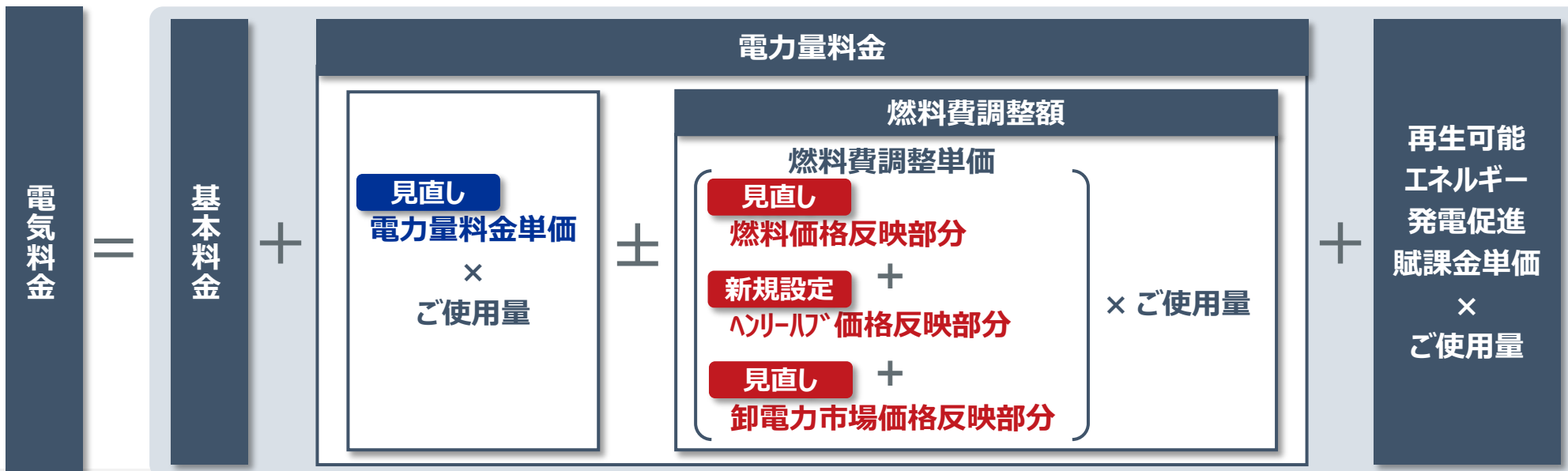
見直し①：燃料費調整制度の変更

- 今後の電源調達構造の変化を踏まえ、火力発電に必要な燃料の価格変動に応じて調整する燃料価格反映部分および卸電力市場価格の変動に応じて調整する卸電力市場価格反映部分の算定諸元を見直します。
(新たな燃料価格の指標(ハンリーバ：米国の天然ガス価格の指標)を反映する仕組み等を導入)
- また、燃料価格および卸電力市場価格の動向をより適切に反映させるため、平均燃料価格および平均市場価格の算定期間を見直します。

見直し②：電力量料金単価の見直し

- 燃料費調整制度の算定諸元の変更に伴い、お客さまのご負担が変わらないよう、電力量料金単価を見直します。

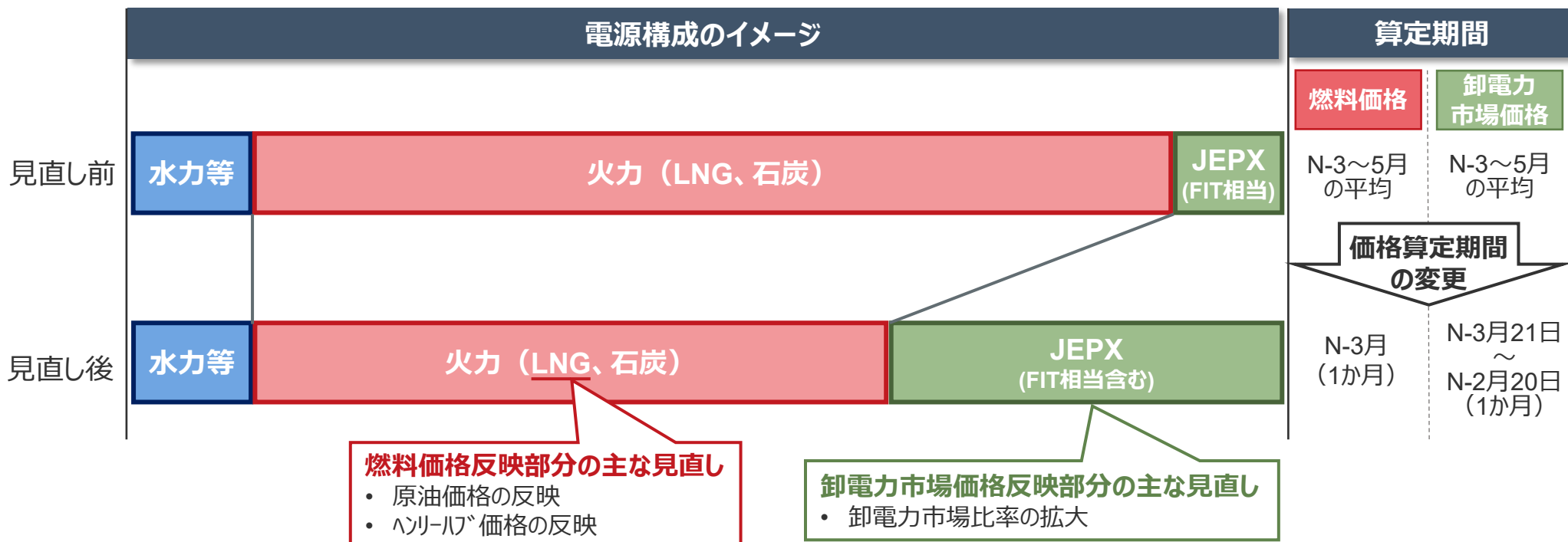
【標準メニューの見直しイメージ】



2-1 燃料費調整制度の変更（概要）

- 燃料費調整制度は、火力発電に必要な燃料の価格や、卸電力市場価格の変動に応じて電気料金を調整する仕組みです。
- 当社の今後の電源調達構造の変化を踏まえ、燃料価格反映部分および卸電力市場価格反映部分の算定諸元を見直します。
- また、燃料価格および卸電力市場価格の動向をより適切に反映させるため、平均燃料価格および平均市場価格の算定期間を見直します。

【電源構成および算定期間のイメージ】

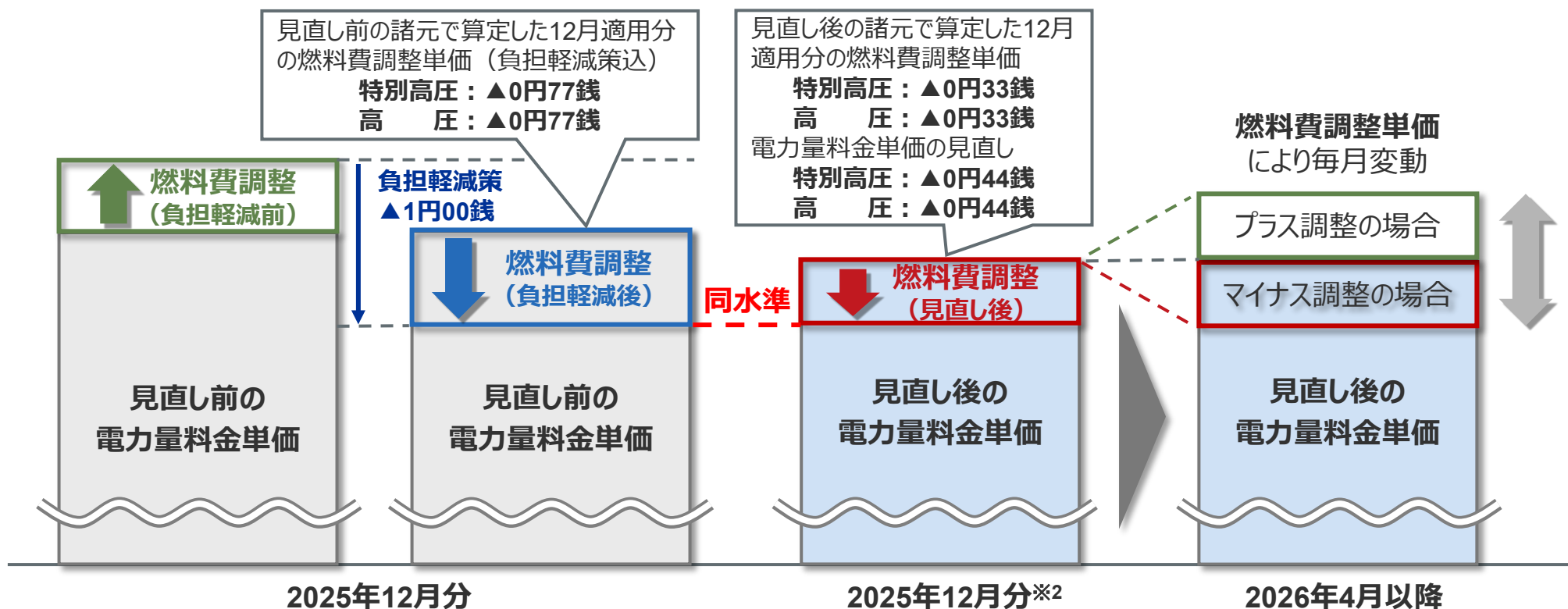


3-1 電力量料金単価の見直し

- 燃料費調整制度の変更に伴い、お客さまのご負担が変わらないよう、電力量料金単価を見直します。
- 具体的には、「見直し前の電力量料金単価に、見直し前の2025年12月適用分の燃料費調整単価※¹を加えたもの」と「見直し後の電力量料金単価に、見直し後の2025年12月適用分の燃料費調整単価を加えたもの」が、公表時点において同じ水準となるように、見直し後の電力量料金単価を設定します。

※¹ 2025年3月1日実施の当社の電気料金の負担軽減策により、燃料費調整単価を1円00銭値引きした単価を適用しています。

【見直し前後の電力量料金単価と燃料費調整単価（イメージ）】



※² 見直し後の料金適用開始までは、見直し前の電力量料金単価および燃料費調整単価により電力量料金を計算します。

4-1 燃料費調整制度の変更（平均燃料価格・平均市場価格の算定期間の見直し）

- 平均燃料価格および平均市場価格の算定期間について、以下のとおり見直します。

【平均燃料価格および平均市場価格の算定期間の見直し】

見直し後の平均燃料価格算定期間	当該月の3か月前の燃料価格※1（1か月平均）
見直し後の平均市場価格算定期間	当該月の3か月前の21日から2か月前の20日までの卸電力市場価格※2（1か月平均）

※1 財務省が公表する貿易統計を用いて算定します。

※2 日本卸電力取引所における中部エリアの卸電力市場価格実績を用いて算定します。

【平均燃料価格および平均市場価格の算定期間（見直しイメージ）】



4-2 燃料費調整制度の変更（卸電力市場価格反映部分の算定方法の見直し）

- 卸電力市場価格反映部分について、算定方法を以下のとおり見直します。
- また、調整係数について、月別に設定します。加えて、上限値を設定し、今後の卸電力市場調達量の変動状況等を踏まえ、年度ごとに設定します。

- ① 平均市場価格：算定期間における全日（0-24時）・昼間（6-18時）の中部エリアの卸電力市場の加重平均価格
- ② 基準市場価格：価格変動の基準値（2024年10月1日～2025年9月30日の中部エリアの卸電力市場価格をもとに決定）
- ③ 調整係数：卸電力市場調達量およびFIT買取量の割合※1
- ④ 換算係数x・y：卸電力市場調達量およびFIT買取量における全日と昼間の割合

※1 損失率と消費税率を加味した値とします。

$$\text{卸市場価格調整単価} = \left(\begin{array}{c} \text{平均市場価格①} \\ \text{[毎月変動]} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基準市場価格②} \\ \text{[12円16銭]} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整係数③} \\ \text{[特別高圧：月別に設定]} \\ \text{[高圧：月別に設定]} \end{array}$$

$$\text{平均市場価格①} = \frac{\text{全日単価 [円/kWh]}}{0-24\text{時}} \times \frac{x}{\text{全日換算係数④ } 0.8495} + \frac{\text{昼間単価 [円/kWh]}}{6-18\text{時}} \times \frac{y}{\text{昼間換算係数④ } 0.1505}$$

【月別の調整係数※2（2026年度）】

	2026年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別高圧	0.249	0.226	0.262	0.263	0.272	0.242	0.237	0.277	0.307	0.354	0.370	0.329
高圧	0.253	0.229	0.266	0.266	0.275	0.245	0.240	0.281	0.311	0.359	0.375	0.333

※2 2027年度以降の調整係数は、上限値「特別高圧：0.493、高圧：0.500」の範囲内で月別に設定することとし、毎年度12月末までに当社HP等でお知らせします。

4-3 燃料費調整制度の変更（ヘンリーハブ価格反映部分の導入）

- 今後の電源調達構造の変化を踏まえ、新たにヘンリーハブ（HH）価格※¹の変動を反映する「HH価格調整単価」を導入します。

※¹ HH（Henry Hub）とは、米国ルイジアナ州にある天然ガスの集積・取引拠点。米国の天然ガス価格の代表的な指標であり、ニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）で取引される天然ガス先物価格の基準値。

- ① 基準HH単価 : HH価格が2.867 \$ /MMBtu変動した場合の1kWhあたりの調整単価※²（円/kWh）
- ② HH価格 : ニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）における当該月（3か月前）の前月第3最終営業日の清算価格
- ③ 基準HH価格 : HH価格変動の基準値（\$ /MMBtu）
- ④ 基準輸送関連単価 : ガス輸送に関連する費用等で、為替レートが147.60円/\$ 変動した場合の1kWhあたりの調整単価※²（円/kWh）
- ⑤ 平均為替レート : 貿易統計における算出方法にて算定した月次の為替レート（円/\$）
- ⑥ 基準為替レート : 為替レート変動の基準値（円/\$）
- ⑦ 基準HH・輸送関連単価 : HH価格および為替レートの変動の基準値※²（円/kWh）

※² 損失率と消費税率を加味した値とします。

$$\text{HH価格調整単価} = \left[\text{基準HH単価①} \times \frac{\text{HH価格②}}{\text{基準HH価格③}} + \text{基準輸送関連単価④} \right] \times \frac{\text{平均為替レート⑤}}{\text{基準為替レート⑥}} - \text{基準HH・輸送関連単価⑦}$$

[特別高圧：23銭3厘] [高圧：23銭6厘] [2.867 \$ /MMBtu] [特別高圧：45銭2厘] [高圧：45銭8厘] [147.60円/\$] [特別高圧：68銭5厘] [高圧：69銭4厘]

【HH価格および平均為替レートの算定期間（イメージ）】

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
算定期間		9月分確定 (第3最終営業日)	9月の HH価格 9/1～9/30の 為替レート	▼算定・HP公表		12月分電気料金

4-4 燃料費調整制度の変更（算定諸元の見直し）

- 当社の今後の電源調達構造の変化等を反映するため、燃料費調整制度における算定諸元を以下のとおり見直します。

項目		見直し前	見直し後
燃料価格反映部分	基準燃料価格		42,000円/kl
	基準単価 (税込)	特別高圧	52,900円/kl※
		高圧	9銭1厘
	換算係数 ($\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$)	α (原油)	9銭2厘
		β (LNG)	0.2845
		γ (石炭)	0.3302
HH価格反映部分	基準HH価格		0.5545
	基準為替レート		—
	基準HH・輸送関連単価 (税込)	特別高圧	2.867 \$ /MMBtu
		高圧	147.60円/\$ ※
	基準HH単価 (税込)	特別高圧	68銭5厘
		高圧	69銭4厘
	基準輸送関連単価 (税込)	特別高圧	23銭3厘
		高圧	23銭6厘
卸電力市場価格反映部分	基準市場価格		45銭2厘
	調整係数	特別高圧	45銭8厘
		(上限値)	—
		高圧	12円16銭
		(上限値)	0.101
	換算係数	x (全日 : 0-24時)	0.493
		y (昼間 : 6-18時)	月別に設定
	調整係数	特別高圧	0.103
		(上限値)	—
	換算係数	x (全日 : 0-24時)	0.500
		y (昼間 : 6-18時)	0.8495
	調整係数	特別高圧	0.1505
		(上限値)	—

※ 2025年9月の財務省が公表する貿易統計に基づき算定。